

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキなど文書で通知することもできます。

クーリング・オフ手続きについて(メール等の場合)



契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に通知します。



送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。



支払った代金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。あきらめないで、まずは相談を！

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。



千葉市消費生活センター

〒260-0045 千葉市中央区弁天1-25-1
暮らしのプラザ内

消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人からの通報や問い合わせも受け付けています。

その他、消費者に役立つ情報の提供や様々な講座を開催しています。

商品・サービスの契約トラブルは
千葉市消費生活センター

相談専用電話

☎ 043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30 ※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索



通知書の例

宛先:xxxx@xxxx.co.jp
件名:クーリング・オフ通知

〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇〇〇

□□営業所 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

千葉市〇区〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

みんなで防ごう! 悪質商法に レッドカード!!

高齢者の見守りは地域でワンチーム。悪質商法を見逃さない。

土曜日も相談できます

商品・サービスの契約トラブルは



千葉市消費生活センター 相談専用電話

☎ 043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30

※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索

